

令和6年度 市民税・県民税・森林環境税

特別徴収のしおり

岡山市

令和6年6月分～令和7年5月分

～岡山県と県内市町村では、個人住民税の給与からの特別徴収（給与天引き）を徹底しています～

【各種届出様式が綴ってありますので、このしおりは大切に保管してください】

- 退職・休職等があった場合 … 給与所得者異動届出書 【P. 3～】
- 給与天引きに変更する場合 … 特別徴収切替届出（依頼）書 【P. 11～】
- 事業所の名称等に変更があった場合 … 名称・所在地変更届 【P. 15～】

＜書類の送付先及びお問い合わせ先＞

岡山市 課税管理課 市民税特別徴収係
〒700-8544

岡山市北区大供一丁目2番3号

◎来庁 分庁舎1階10番窓口

◎電話 直通 (086) 803-1168

この綴の様式は、岡山市ホームページから
ダウンロードできます。

岡山市 特別徴収

検索



エルタックス
eLTAX



- 個人住民税の給与支払報告書、給与所得者異動届出書等の提出がインターネットで行えます
- 個人住民税(特別徴収分、退職所得分)の納付がインターネットで行えます
- 詳しくはエルタックスホームページをご覧ください
<https://www.eltax.lta.go.jp/>

目次

1. はじめに	1
2. 各種様式	
・給与所得者異動届出書（説明・書き方・記載例）	3～7
給与所得者異動届出書（様式）	8～10
・特別徴収切替届出（依頼）書（説明・書き方・記載例）	11～12
特別徴収切替届出（依頼）書（様式）	13～14
・名称・所在地変更届	15
・特別徴収税額の納期の特例についての申請書	16
・退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額 納入申告書・納入内訳書	18
・郵便局指定通知書	19
3. 令和5年分の所得に対する市民税・県民税・森林環境税の 特別徴収について	20
1 特別徴収及び特別徴収義務者とは	
2 特別徴収の流れ	
3 特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）における 個人番号（マイナンバー）の留意点	
4 不服の申立	
5 特別徴収義務者の納入義務	21
6 特別徴収の方法	
7 特別徴収税額の納入及び納期限	22
8 納期の特例	23
9 特別徴収税額を滞納したときの延滞金	
10 特別徴収税額の納入場所	
11 納税義務者が給与の支払を受けなくなった場合	
12 就職等により特別徴収に切り替える場合	24
13 事業所の名称・所在地等の変更があった場合	
14 特別徴収税額の変更通知	
15 特別徴収に係る異動手続きについて	
16 給与所得と給与以外の所得がある方について	
17 給与支払報告書の電子申告について	
18 退職手当等に係る市民税・県民税の特別徴収	25
4. マイナンバー制度の導入に伴う市税の手続きについて	26



1. はじめに

特別徴収義務者 様

岡 山 市 長

令和 6 年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきましては、格段のご配慮とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年度の市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきましては、地方税法第 41 条及び第 321 条の 4 第 1 項並びに岡山市市税条例第 29 条の 4 の規定により、貴事業所（給与支払者）を特別徴収義務者として指定いたしました。

つきましては、税額通知書と関係書類をお送りしますので、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収に関して、変わらぬご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、お届けいたします税額通知書は個人のプライバシーに関するものでございますので、その取扱いに際しては、必要かつ適切な安全管理措置を講じてくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

《 同封書類 》

- ① 令和 6 年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）
- ② 令和 6 年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）
- ③ 令和 6 年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収納入書
- ④ 令和 6 年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり（この綴り）

- 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）は、速やかに各従業員にお渡しください。圧着式になっておりますので、開封せずにご本人様にお渡しください。
- 給与支払報告書が提出期限（令和 6 年 1 月 31 日）の後に提出された場合、当初に送付する通知書に反映されていない場合があります。
- 特別徴収の対象となっている従業員の方が、退職や休職等で給与の支払いがなくなった場合は、異動事由の生じた月の翌月 10 日までに異動届を提出してください。
- 年の途中で税額に変更が生じても新たに納入書は送付しておりません。納入金額を追記してお使いください。印字された月額に変更がない場合は、金額の追記等することなく納入いただけます。
- 森林環境税は、令和 6 年度から課税される国税であり、個人市県民税均等割と併せて一人年額 1,000 円が課税されます。森林環境税は、森林整備等により地球温暖化防止や災害防止等に必要な地方財源を安定的に確保するために創設されました。その税収は、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口を基準に按分され、森林環境譲与税として市区町村や都道府県へ譲与されます。

◆定額減税について

令和6年度税制改正により、令和6年度分の市民税・県民税の定額減税を実施することとなりました。
納税義務者の所得割の額から特別控除の額を控除しています。

《 適用条件 》

納税義務者の令和6年度市民税・県民税に係る合計所得金額が 1,805 万円以下
※均等割のみ課税されている場合は、適用されません。

《 減税額 》

特別控除の額は、次の金額の合計額となります。ただし、その合計額が所得割の額を超える場合には、所得割の額が限度となります。

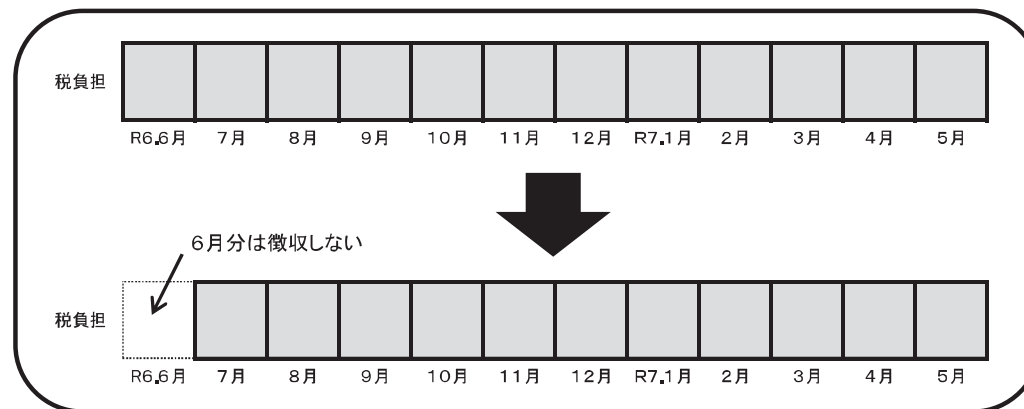
- ① 本人 1 万円
- ② 控除対象配偶者又は扶養親族（いずれも国外居住者を除く。） 1 人につき 1 万円

《 特別徴収の実施方法 》

定額減税対象者については、令和6年6月は特別徴収を行わず、定額減税後の税額を令和6年7月から令和7年5月までの11分割で特別徴収となります。（税額通知書には定額減税後の税額を記載しています。）

※定額減税対象外の方（合計所得金額 1,805 万円超えの方や均等割のみ課税の方など）については、通常どおり令和6年6月から特別徴収となります。

定額減税対象者の特別徴収の実施方法（イメージ）



2. 各種様式

給与所得者異動届出書【説明】

給与の支払を受けなくなった（退職・休職・転勤・死亡等）場合には
異動届出書を提出してください！

【早期提出にご協力ください】

○従業員（納税義務者）が給与の支払を受けなくなった場合は、事実が発生した翌月10日までに異動届出書を提出してください。異動届出書の提出が遅れると、退職等をした従業員の税額が「滞納」として取り扱われ、「督促状」が発送されることになったり、退職等をした納税義務者に、一度に市民税・県民税・森林環境税の納付をお願いしたりすることにもなりかねません。

※異動届出書が不足する場合は、コピーしてご使用ください。

※岡山市のホームページからも様式を印刷できます。

※納入書の月割額の変更方法については、納入書綴りの「納入書への記入について」をご参照ください。

異動届出書の書き方

令和 年度 令和 年 月 日 提出

市民税 特別徴収 特別徴収 特別徴収 特別徴収

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書

所在地 〒 事業所の所在地・名称を記入

フリガナ

氏名又は名称 事業所の法人番号(13桁)を記入

法人番号

特別徴収義務者 指定番号 00 指定番号(全10桁)を記入

税額通知に記載の宛名番号

岡山市長 あて

岡山市 〇〇〇〇

提出先 〒700-8544 岡山市北区大仏一丁目2番3号 岡山市 課税管理課 市民税特別徴収係

連絡先 電話086-803-1168

提出年月日を記入

事業所の所在地・名称を記入

事業所の法人番号(13桁)を記入

姓が変わった場合は新姓を記入

指定番号(全10桁)を記入

特別徴収税額の決定・変更通知書に記載された宛名番号(5桁)を記入

提出年月日を記入

提出先 〒700-8544 岡山市北区大仏一丁目2番3号 岡山市 課税管理課 市民税特別徴収係

連絡先 電話086-803-1168

※各種届出書は、様式を複写又は岡山市ホームページから印刷してご利用ください。

フリガナ	氏名	特別徴収税額(年税額)	徴収済税額	未徴収税額(ア-イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
岡山市長	あて				令和 年 月 日	1 退職(F) 2 転職 3 休職・長欠・育休 4 死亡 5 支払少額(カ)不定期(D) 6 合併・解散・その他(ABEG) A 2名以下 B 他特徴 E 専従者 G 1年未満	1 特別徴収継続(新勤務先で徴収) 2 一括徴収 3 普通徴収(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合 (納税義務者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合は以下の項目も必ず記載してください。)

新しい勤務先へは、月割額

新しい勤務先 指定番号 00 新規 法人番号

所在地 〒

フリガナ

氏名又は名称

担当者連絡先

所属 氏名

電話

内線()

受給者番号

新規事業所の場合、新入書の(要・否)

新規事業所の場合、新指定番号の事前連絡の(要・否)

2. 一括徴収の場合 (給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)について一括徴収する場合等は、以下の項目も必ず記載してください。)

左記の一括徴収した税額は、()年 月 日 納期限分で納入します。

一括徴収した場合は必ず納入月を記入してください。

理由

1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日

徴収予定額(上記(ウ)と同額)

月 日

異動後の住所を記入。不明の場合は、異動当時の住所を記入(方書、部屋番号を忘れずに)

- 新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合には、□に1を記入し、中段の枠「1. 特別徴収継続の場合」欄の必要事項を記入してください。
- 退職等により特別徴収できなくなった残りの未徴収税額を、最後の給与や退職手当から一括徴収し、事業所が納入する場合には、□に2を記入し、下段の枠「2. 一括徴収の場合」欄の必要事項を記入してください。
- 未徴収税額について、本人が納付する場合には、□に3を記入してください。

※ 特別徴収税額0円の方でも、特別徴収対象の従業員が異動した場合は異動届を提出してください。(提出がないと、特別徴収税額が発生した場合に特別徴収税額変更通知が事業所に届くことになります。) なお、特別徴収税額0円の従業員の異動は、特別徴収税額変更通知に記載されません。

令和 年度

市民税
県民税
森林環境税

給与支払報告 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

記載例①
退職により未徴収税額を「普通徴収」
にする場合

岡山市長 あて 令和 <input type="checkbox"/> 年 10 月 10 日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒 700-0913 岡山市北区大供一丁目2番3号			特別徴収義務者 指定番号	0081234567							
		フリガナ	シミン イショウ カシガイシャ			税額通知に記載の宛名番号							00008	
		氏名又は名称	市民税商事株式会社			担 連 当 者 先	所属	総務課 経理係						
		法人番号	5000020331008				氏名	住民 税子						
					電話	086-803-1000 内線(1234)								

給 与 所 得 者	フリガナ	シミン ハナコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法			
	氏名	市民 花子 (新姓 資産)		60,300 円	6 月分 から	20,300 円				令和 <input type="checkbox"/> 年 10 月 15 日	1 1 退職(F) 2 転勤 3 休職・長欠・育休 4 死亡 5 支払少額(C) 不定期(D) 6 合併・解散 ・その他(ABEG) A 2名以下 B 他特徴 E 専従者 G 1年未満	3 1 特別徴収継続 (新勤務先で徴収) 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人納付)
	生年月日	平成3年 4月 1日										
	1月1日 現在の住所	岡山市北区大供一丁目1番1号										
	異動後住所	(同上の場合は○をつけ、異なる場合は下欄に記入してください。)										
同上	岡山市東区西大寺南一丁目2-4											

1. 特別徴収継続の場合 (納税義務者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合は以下も必ず記載してください。)

新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	新勤務先 指定番号	00000000000000000000			法人番号				新しい勤務先へは、 月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう 連絡済みです。
	所在地	【全額未徴収の場合】			担当者				
	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	所属 氏名				
	氏名又は名	60,300 円	0 月分 から	60,300 円	内線()				
		受給者番号				新規事業所の場合、納入書の(要・否)			新規事業所の場合、新指定番号の事前連絡の(要・否)

2. 一括徴収の場合

理 由 右から番号を 記入	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (年 月 日 納期限分)で納入 します。

令和 年度

市民税
県民税
森林環境税

給与支払報告
に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

記載例②
退職により未徴収税額を「一括徴収」
する場合

岡山市長 あて 令和△年 2月10日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒700-0913 岡山市北区大供一丁目2番3号		特別徴収義務者 指定番号	0081234567							
		フリガナ	シミネイショウジ カブシカイシャ		税額通知に記載の宛名番号							00012	
		氏名又は名称	市民税商事株式会社		担 連 絡 先	所属	総務課 経理係						
		法人番号	5000020331008			氏名	住民 税子						
		電話	086-803-1000 内線(1234)										

フリガナ	氏名	生年月日	1月1日現在の住所	異動後住所	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
シミン タロウ	市民 太郎 (新姓)	昭和38年 5月 5日	岡山市北区大供一丁目1番1号	(同上の場合は○をつけ、異なる場合は下欄に記載してください。)	60,300 円	40,300 円	20,000 円	令和 △年 1月 31日	1 退職(F) 2 転勤 3 休職・長欠・育休 4 死亡 5 支払少額(C) 6 合併・解散 その他(ABEG) A 2名以下 B 他特徴 E 専従者 G 1年未満 右から番号を記入 5とその他については記号を記入	2 1 特別徴収継続 (新勤務先で徴収) 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人納付) 右から番号を記入
同上			岡山市南区浦安南町495番地5							

1. 特別徴収継続の場合 (納税義務者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合は以下の項目も必ず記載してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	新勤務先 指定番号	00		新規	法人番号						新しい勤務先へは、 月割額 円を <input type="text"/> 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう 連絡済みです。 受給者番号 新規事業所の場合、納入書の(要・否) 新規事業所の場合、新指定番号の事前連絡の(要・否)		
	所在地						所属						
	フリガナ						氏名						
	氏名又は名称						電話	内線()					

2. 一括徴収の場合 (給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)について一括徴収する場合等は、以下の項目も必ず記載してください。)

理由	2 右から番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため	2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	2月 15日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	20,000 円	左記の一括徴収した税額は、 2 月分 (△年3月10日 納入期限分)で納入 します。 一括徴収した場合は必ず納入月を記入してください。
----	-------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------	--------	---------------------	----------	---------------------------------------------------------------------------------

令和 年度

市民税
県民税
森林環境税

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

記載例③
転勤・転職等により未徴収税額を
「新勤務先で特別徴収を継続」する場合

岡山市長 あて 令和 <input type="checkbox"/> 年 12 月 10 日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒 700-0913 岡山市北区大供一丁目2番3号		特別徴収義務者 指定番号	0081234567						
		フリガナ	シシゼイショウジ カブシカイシャ		税額通知に記載の宛名番号							00021
		氏名又は名称	市民税商事株式会社		担 連 絡 先	所属	総務課 経理係					
		法人番号	5000020331008	氏名		住民 税子						
		電話	086-803-1000 内線(1234)									

給 与 所 得 者	フリガナ	オカヤマ モモタロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名	岡山 桃太郎 (新姓)		6 月分 から	11 月分 まで	30,000 円			
	生年月日	平成6年 10月 20日		60,300 円	30,300 円	30,000 円	令和 <input type="checkbox"/> 年 11 月 21 日	2 1 退職(F) 2 転勤 3 休職・長欠・育休 4 死亡 5 支払少額(C) 6 合併・解散 その他(ABEG) A 2名以下 B 他特徴 E 専従者 G 1年未満	1 1 特別徴収継続 (新勤務先で徴収) 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人納付)
	1月1日 現在の住所	岡山市北区大供一丁目1番1号							
	異動後住所	(同上の場合は○をつけ、異なる場合は下欄に記入してください。)							
	同上	同上							

1. 特別徴収継続の場合 (納税義務者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合は以下の項目も必ず記載してください。)

新 (特別徴収義務者) しい 勤 務 先	新勤務先 指定番号	0087654321	新規	法人番号	5000030442009	新 (特別徴収義務者) しい 勤 務 先	新しい勤務先へは、 月割額	5,000 円を 12 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう 連絡済みです。	
	所在地	〒 710-8565 倉敷市西中新田640		担当者連絡先	所属 氏名		経理課 資産 税夫	受給者番号	1-23456
	フリガナ	シシゼイカブシカイシャ		電話	086-803-1168 内線(9876)		新規事業所の場合、納入書の(要・否) <input checked="" type="checkbox"/> 否		
	氏名又は名称	Shisanzei 株式会社					新規事業所の場合、新指定番号の事前連絡の(要・否) <input checked="" type="checkbox"/> 否		

2. 一括徴収の場合 (給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)について一括徴収する場合等は、以下の項目も必ず記載してください。)

理 由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	<input type="checkbox"/>	(年月日 納期限分)で納入 します。
		2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				
						一括徴収した場合は必ず納入月を記入してください。

令和 年度

市民税
県民税
森林環境税

給与支払報告 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

届出書が不足する場合は、
コピー(複写)してお使いくだ
さい。

5年度	他市課税	6年度	他市課税	()年度	他市課税
	処理済み		処理済み		処理済み
	課税なし		課税なし		課税なし
	普通徴収		普通徴収		普通徴収
	資料登録のみ		資料登録のみ		資料登録のみ

岡山市長 令和 年 月 日 提出	あて	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号	00										
		フリガナ											税額通知に記載の宛名番号											
		氏名又は名称											担 連 当 者 先	所属										
		法人番号												氏名										
												電話	内線()											

給 与 所 得 者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名	(新姓)											<input type="text"/>	月分 から	令和	<input type="checkbox"/> 1 退職(F) <input type="checkbox"/> 2 転 勤 <input type="checkbox"/> 3 休職・長欠・育休 <input type="checkbox"/> 4 死 亡 <input type="checkbox"/> 5 支払少額(C) <input type="checkbox"/> 6 合併・解散 <input type="checkbox"/> 7 その他(ABEG) A 2名以下 B 他特徴 E 専従者 G 1年未満 右から 番号を 記入 5とそ 他につ いては 記号を 記入	<input type="checkbox"/> 1 特別徴収継続 (新勤務先で徴収) <input type="checkbox"/> 2 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3 普通徴収 (本人納付) 右から 番号を 記入
	生年月日	年 月 日											<input type="text"/>	月分 まで	年		
	1月1日 現在の住所														月		
	異動後住所	(同上の場合は○をつけ、異なる場合は下欄に記入してください。)													日		
同上											円	円	円				

1. 特別徴収継続の場合 (納税義務者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合は以下の項目も必ず記載してください。)										新しい勤務先へは、 月割額																			
新 し い 勤 務 先 (特 別 徴 収 義 務 者)	新勤務先 指定番号	00										新規	法人番号											<input type="text"/> 円を <input type="text"/> 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう 連絡済みです。					
	所在地	〒										担 当 者 連 絡 先	所属																
	フリガナ												氏名																
	氏名又は名称												電話	内線()															
										受給者番号										新規事業所の場合、納入書の(要・否)									
																				新規事業所の場合、新指定番号の事前連絡の(要・否)									

2. 一括徴収の場合 (給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)について一括徴収する場合等は、以下の項目も必ず記載してください。)										左記の一括徴収した税額は、											
理 由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	<input type="text"/>	(年 月 日 納期限分)で納入 します。						
		2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日	円			月分					
												一括徴収した場合は必ず納入月を記入してください。									

提出先 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 岡山市 課税管理課 市民税特別徴収係
連絡先 電話086-803-1168

※各種届出書は、様式を複写又は岡山市ホームページから印刷してご利用ください。

令和 年度

市民税
県民税
森林環境税

給与支払報告 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

届出書が不足する場合は、
コピー(複写)してお使いくだ
さい。

5年度	他市課税	6年度	他市課税	()年度	他市課税
	処理済み		処理済み		処理済み
	課税なし		課税なし		課税なし
	普通徴収		普通徴収		普通徴収
	資料登録のみ		資料登録のみ		資料登録のみ

岡山市長 令和 年 月 日 提出	あて	所在地	〒				特別徴収義務者 指定番号	0 0					
		フリガナ					税額通知に記載の宛名番号						
		氏名又は名称					担 連 当 者 先	所属					
		法人番号						氏名					
						電話	内線()						

給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名	(新姓)				<input type="text"/>	<input type="text"/>	令和	<input type="checkbox"/> 1 退職(F) <input type="checkbox"/> 2 転勤 <input type="checkbox"/> 3 休職・長欠・育休 <input type="checkbox"/> 4 死亡 <input type="checkbox"/> 5 支払少額(C) <input type="checkbox"/> 6 合併・解散 <input type="checkbox"/> 7 その他(ABEG) A 2名以下 B 他特徴 E 専従者 G 1年未満 右から 番号を 記入 5とその 他につ いては 記号を 記入	<input type="checkbox"/> 1 特別徴収継続 (新勤務先で徴収) <input type="checkbox"/> 2 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3 普通徴収 (本人納付) 右から 番号を 記入
	生年月日	年 月 日				<input type="text"/>	<input type="text"/>	年		
	1月1日 現在の住所					<input type="text"/>	<input type="text"/>	月		
	異動後住所	(同上の場合は○をつけ、異なる場合は下欄に記入してください。)				<input type="text"/>	<input type="text"/>	日		
同上					<input type="text"/>	<input type="text"/>				

1. 特別徴収継続の場合 (納税義務者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合は以下の項目も必ず記載してください。)						新しい勤務先へは、 月割額		
新 し い 勤 務 先 (特 別 徴 収 義 務 者)	新勤務先 指定番号	0 0			新規	法人番号	円を <input type="text"/> 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう 連絡済みです。	
	所在地	〒			担 当 者 連 絡 先	所属		
	フリガナ					氏名		
	氏名又は名称					電話	内線()	
						受給者番号	新規事業所の場合、納入書の(要・否)	
						新規事業所の場合、新指定番号の事前連絡の(要・否)		

2. 一括徴収の場合 (給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)について一括徴収する場合等は、以下の項目も必ず記載してください。)				左記の一括徴収した税額は、	
理 由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
		2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日	円
				<input type="text"/> 月分 (年 月 日 納期限分)で納入 します。 一括徴収した場合は必ず納入月を記入してください。	

提出先 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 岡山市 課税管理課 市民税特別徴収係
連絡先 電話086-803-1168

※各種届出書は、様式を複写又は岡山市ホームページから印刷してご利用ください。

令和 年度

市民税
県民税
森林環境税

給与支払報告 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

届出書が不足する場合は、
コピー(複写)してお使いくだ
さい。

5年度	他市課税	6年度	他市課税	()年度	他市課税
	処理済み		処理済み		処理済み
	課税なし		課税なし		課税なし
	普通徴収		普通徴収		普通徴収
	資料登録のみ		資料登録のみ		資料登録のみ

岡山市長 令和 年 月 日 提出	あて	所在地	〒					特別徴収義務者 指定番号	00				
		フリガナ						税額通知に記載の宛名番号					
		氏名又は名称						担 連 当 者 先	所属				
		法人番号							氏名				
							電話	内線()					

給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名	(新姓)				<input type="text"/> 月分 から		令和	<input type="checkbox"/> 1 退職(F) <input type="checkbox"/> 2 転 勤 <input type="checkbox"/> 3 休職・長欠・育休 <input type="checkbox"/> 4 死 亡 <input type="checkbox"/> 5 支払少額(C) <input type="checkbox"/> 6 合併・解散 <input type="checkbox"/> 7 その他(ABEG) A 2名以下 B 他特徴 E 専従者 G 1年未満 右から 番号を 記入 5とそ 他につ いては 記号を 記入	<input type="checkbox"/> 1 特別徴収継続 (新勤務先で徴収) <input type="checkbox"/> 2 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3 普通徴収 (本人納付) 右から 番号を 記入
	生年月日	年 月 日				<input type="text"/> 月分 まで		年		
	1月1日 現在の住所							月		
	異動後住所	(同上の場合は○をつけ、異なる場合は下欄に記入してください。)						日		
同上				円	円	円				

1. 特別徴収継続の場合 (納税義務者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合は以下の項目も必ず記載してください。)						新しい勤務先へは、 月割額		
新 し い 勤 務 先 (特 別 徴 収 義 務 者)	新勤務先 指定番号	00			新規	法人番号	円を <input type="text"/> 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう 連絡済みです。	
	所在地	〒			担 当 者 連 絡 先	所属		
	フリガナ					氏名		
	氏名又は名称					電話	内線()	
						受給者番号		
						新規事業所の場合、納入書の(要・否)		
						新規事業所の場合、新指定番号の事前連絡の(要・否)		

2. 一括徴収の場合 (給与等の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)について一括徴収する場合等は、以下の項目も必ず記載してください。)				左記の一括徴収した税額は、	
理 由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	<input type="text"/> (年 月 日 納期限分)で納入 します。 一括徴収した場合は必ず納入月を記入してください。
		2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

提出先 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 岡山市 課税管理課 市民税特別徴収係
連絡先 電話086-803-1168

※各種届出書は、様式を複写又は岡山市ホームページから印刷してご利用ください。

特別徴収への切替届出（依頼）書【説明】

○ 特別徴収に切り替えた場合のイメージ

●普通徴収税額通知書

普通徴収	6月末	8月末	10月末	1月末	納期限
	第1期	第2期	第3期	第4期	期別
	30,000	30,000	30,000	30,000	税額

普通徴収の税額を全額特別徴収に切り替えるためには、普通徴収の第1期の納期限(6月末)までに切替届出(依頼)書を提出する必要があります。

●切替届出（依頼）書の提出

【例①】全額を7月から切り替える場合

普通徴収切替期別	① 2・3・4・ 2月随時 3月随時	期以降を切替希望
特別徴収開始予定月	7	月分(翌月10日納期限分) から特別徴収を開始します。

●特別徴収税額通知

【例①】7月から翌年5月までの11分割

特別徴収 月割額	6月分	0	10月分	10900	2月分	10900
	7月分	11000	11月分	10900	3月分	10900
	8月分	10900	12月分	10900	4月分	10900
	9月分	10900	1月分	10900	5月分	10900
変更月	7月					

【例②】全額を8月から切り替える場合

普通徴収切替期別	① 2・3・4・ 2月随時 3月随時	期以降を切替希望
特別徴収開始予定月	8	月分(翌月10日納期限分) から特別徴収を開始します。

【例②】8月から翌年5月までの10分割

特別徴収 月割額	6月分	0	10月分	12000	2月分	12000
	7月分	0	11月分	12000	3月分	12000
	8月分	12000	12月分	12000	4月分	12000
	9月分	12000	1月分	12000	5月分	12000
変更月	8月					

※特別徴収切替届出（依頼）書が不足する場合は、コピーしてご使用ください。

※岡山市のホームページからも様式を印刷できます。

※納入書の月割額の変更方法については、納入書綴りの「納入書への記入について」をご参照ください。

切替届出(依頼)書の書き方・記載例

市民税・県民税 森林環境税 特別徴収への切替届出(依頼)書

※ 特別徴収税額が0円の方には通知されません。

事業所の所在地・名称を記入
事業所の法人番号(13桁)を記入

提出年月日を記入 岡山市長 あて 令和 □ 年 8 月 15 日提出	所在地(住所)	〒 700 - 0913 岡山市北区大供一丁目2番3号		特別徴収義務者 指定番号	0 0 8 1 2 3 4 5 6 7							新規の場合は ○をつけてください。 新規
	フリガナ	シミンゼイサンギョウ カブシキガイシャ		法人番号								
	フリガナ	オカヤマ モモタロウ		受給者番号(社員番号)	12345							
	フリガナ	岡山 桃太郎		普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔1・2・3・4・2月随時・3月随時〕期以降を切替希望 ※納期限を過ぎたものは切替できません。(納期限までに必着)							
フリガナ	昭和 平成 51 年 6 月 8 日		生年月日	特別徴収に切り替える普通徴収の期別を○で囲んでください。 10 月分(翌月10日納期限分) ※開始予定月のスケジュール								
フリガナ	岡山 北区 大供一丁目1番1号		1月1日現在の住所	特別徴収開始予定月								
通知書番号			通知書番号	※開始予定月のスケジュール								
備考	通知書がまだ送付されていない場合は、空白のまま提出してください。		備考	切替届出書提出日 開始予定月 発送予定日								
				毎月10日まで 翌月以降 翌月1日以降								
				毎月10日以降 翌々月以降 翌月15日以降								
				(例)8月9日に提出 開始月⇒「9月」を記載 9月1日以降								

普通徴収切替期別 と 特別徴収開始予定月について

1 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収に切り替えることができませんので、納期限の数日前までに届くように提出してください。

岡山市が受領した日	特別徴収へ切替できる納期
～6月 末日(第1期納期限)	1期 2期 3期 4期
～8月 末日(第2期納期限)	2期 3期 4期
～10月 末日(第3期納期限)	3期 4期
～1月 末日(第4期納期限)	4期

納期限の日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。

2 岡山市からの特別徴収税額の通知書発送は、上表のとおり、岡山市が受領した日より2週間～1か月後になります。そのため、この届出書による特別徴収の開始月は、特別徴収税額の通知書発送予定日と貴事業所の給料計算締切日等を考慮して記入してください。

3 全期前納用納付書ですでに納入済みの方は、その年度については特別徴収に切り替えることはできません。

【開始月の記載例】

8月9日に提出する場合⇒10日までの提出なので、「9月」と記載する。
8月15日に提出する場合⇒10日を過ぎているので、「10月」と記載する。

令和 年度

市民税・県民税
森林環境税

特別徴収への切替届出(依頼)書

※ 特別徴収税額が0円の方には通知されません。

届出書が不足する場合は、 コピー(複写)してお使い ください。	6年度	他市課税	()年度	他市課税	口座	無
		処理済		処理済		有
		課税なし		課税なし	関連	要
		普通徴収		普通徴収		否

岡山市長 あて 令和 年 月 日提出	所在地(住所)	〒 -				特別徴収義務者 指定番号	新規の場合は ○をつけてください。												
	フリガナ					00	新規												
	名称(氏名)					法人番号													
					担当者 連絡先	係													
						氏名													
						電話	- -												
給与所得者	フリガナ				受給者番号(社員番号)	期別を○で囲んでください。													
	氏名					〔1・2・3・4・2月随時 3月随時〕期以降を切替希望 ※納期限を過ぎたものは切替できません。(納期限までに必着)													
	生年月日	昭和・平成 年 月 日			普通徴収 切替期別														
	1月1日現在の住所	岡山市 区			特別徴収 開始予定月	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 月分(翌月10日納期限分) </div> から特別徴収を開始します。													
	通知書番号					※開始予定月のスケジュール													
	備考	本人宛納税通知書をご参照ください。				<table border="1"> <tr> <th>切替届出書提出日</th> <th>開始予定月</th> <th>発送予定日</th> </tr> <tr> <td>毎月10日まで</td> <td>翌月以降</td> <td>翌月1日以降</td> </tr> <tr> <td>毎月10日以降</td> <td>翌々月以降</td> <td>翌月15日以降</td> </tr> <tr> <td>(例)8月9日に提出</td> <td>開始月⇒「9月」を記載</td> <td>9月1日以降</td> </tr> </table>			切替届出書提出日	開始予定月	発送予定日	毎月10日まで	翌月以降	翌月1日以降	毎月10日以降	翌々月以降	翌月15日以降	(例)8月9日に提出	開始月⇒「9月」を記載
切替届出書提出日	開始予定月	発送予定日																	
毎月10日まで	翌月以降	翌月1日以降																	
毎月10日以降	翌々月以降	翌月15日以降																	
(例)8月9日に提出	開始月⇒「9月」を記載	9月1日以降																	

【添付書類】

二重納付防止のため、本人宛の普通徴収の納付書を添付してください。なお、納入済みの納付書(領収書)や口座振替の場合は添付不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納付方法が口座振替となっている方は、納期限間際に提出されると切替できないことがあります。
- 該当年の4月1日現在、65歳以上の方は、公的年金等の所得に係る税額を給与からの特別徴収に切り替えることができません。
- 全期前納用納付書ですでに納入済みの場合は、その年度については特別徴収に切り替えることができません。
- 特段の事情があり、事前に月割額の連絡が必要な場合は、その旨を備考欄に記入してください。
通知書が発送予定日に間に合わない場合のみ電話連絡します。(例:○月○日まで月割額の連絡が必要。)
- 税額通知(本人用)の受取を電子データにしている場合は、受給者番号を必ず記入してください。

提出先 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 岡山市 課税管理課 市民税特別徴収係

連絡先 電話086-803-1168

※岡山市処理欄

通知書	有 ・ 無		
納付書	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ ()月随時		
資料区分	確申 ・ 住申 ・ 他		
第二表	給与天引 ・ 自分納付 ・ 記載無		
確認	全額繰入 ・ 併徴		
TEL	様へTEL		
／	月分		円
	月分以降		円
普徴通知日	／	引抜	可 ・ 不可
入力	済 ・ 不要	破棄依頼	済 ・ 不要

令和 年度

市民税・県民税
森林環境税

特別徴収への切替届出(依頼)書

※ 特別徴収税額が0円の方には通知されません。

届出書が不足する場合は、 コピー(複写)してお使い ください。	6年度	他市課税	()年度	他市課税	口座	無
		処理済		処理済		有
		課税なし		課税なし	関連	要
		普通徴収		普通徴収		否

岡山市長 あて 令和 年 月 日提出	所在地 (住所)	〒 -				特別徴収義務者 指定番号	新規の場合は ○をつけてください。												
	フリガナ					00	新規												
	名称 (氏名)					法人番号													
					担当者 連絡先	係													
						氏名													
						電話	- -												
給与 所得者	フリガナ				受給者番号(社員番号)	期別を○で囲んでください。													
	氏名					〔1・2・3・4・2月随時 3月随時〕期以降を切替希望 ※納期限を過ぎたものは切替できません。(納期限までに必着)													
	生年月日	昭和・平成 年 月 日			普通徴収 切替期別														
	1月1日現在の住所	岡山市 区			特別徴収 開始予定月	<div style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 40px; vertical-align: middle;"></div> 月分(翌月10日納期限分) から特別徴収を開始します。													
	通知書番号					※開始予定月のスケジュール													
	備考	本人宛納税通知書をご参照ください。				<table border="1"> <tr> <td>切替届出書提出日</td> <td>開始予定月</td> <td>発送予定日</td> </tr> <tr> <td>毎月10日まで</td> <td>翌月以降</td> <td>翌月1日以降</td> </tr> <tr> <td>毎月10日以降</td> <td>翌々月以降</td> <td>翌月15日以降</td> </tr> <tr> <td>(例)8月9日に提出</td> <td>開始月⇒「9月」を記載</td> <td>9月1日以降</td> </tr> </table>			切替届出書提出日	開始予定月	発送予定日	毎月10日まで	翌月以降	翌月1日以降	毎月10日以降	翌々月以降	翌月15日以降	(例)8月9日に提出	開始月⇒「9月」を記載
切替届出書提出日	開始予定月	発送予定日																	
毎月10日まで	翌月以降	翌月1日以降																	
毎月10日以降	翌々月以降	翌月15日以降																	
(例)8月9日に提出	開始月⇒「9月」を記載	9月1日以降																	

【添付書類】

二重納付防止のため、本人宛の普通徴収の納付書を添付してください。なお、納入済みの納付書(領収書)や口座振替の場合は添付不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納付方法が口座振替となっている方は、納期限間際に提出されると切替できないことがあります。
- 該当年の4月1日現在、65歳以上の方は、公的年金等の所得に係る税額を給与からの特別徴収に切り替えることができません。
- 全期前納用納付書ですでに納入済みの場合は、その年度については特別徴収に切り替えることができません。
- 特段の事情があり、事前に月割額の連絡が必要な場合は、その旨を備考欄に記入してください。
通知書が発送予定日に間に合わない場合のみ電話連絡します。(例:○月○日までに月割額の連絡が必要。)
- 税額通知(本人用)の受取を電子データにしている場合は、受給者番号を必ず記入してください。

提出先 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 岡山市 課税管理課 市民税特別徴収係

連絡先 電話086-803-1168

※岡山市処理欄

通知書	有 ・ 無		
納付書	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ ()月随時		
資料区分	確申 ・ 住申 ・ 他		
第二表	給与天引 ・ 自分納付 ・ 記載無		
確認	全額繰入 ・ 併徴		
TEL	様へTEL		
/	月分		円
	月分以降		円
普徴通知日	/	引扱	可 ・ 不可
入力	済 ・ 不要	破棄依頼	済 ・ 不要

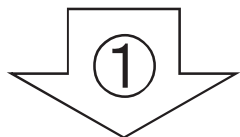
名称・所在地変更届

※電子通知の受取方法変更については、岡山市ホームページの課税管理課「お問い合わせフォーム」から、指定番号・利用者ID・連絡先を明記のうえ、ご連絡ください。

岡山市長 　あて 令和 年 月 日 提出	(変更・訂正前) 給与支払者	名称 (氏名)	連絡者の氏名 及び電話番号	Tel
		変更前 所在地 (住所)	法人番号	(右詰で記入してください)
			特別徴収義務者 指定番号	XXXXXXXXXX00

I 変更年月日

令和 年 月 日



変更後

II 変更項目 (変更・訂正後)

1 法人番号	(右詰で記入してください)
2 給与支払者 名称 (氏名)	(フリガナ)
3 所在地 (住所)	Tel
4 送付先	<input type="checkbox"/> (送付先のみを変更する場合はチェックしてください) Tel
5 国税庁法人番号公表サイトの表記	
(1)商号又は名称	<input type="checkbox"/> (1 給与支払者名称と同一の場合はチェックしてください)
(2)本店又は主たる 事業所の所在地	<input type="checkbox"/> (2 所在地と同一の場合はチェックしてください)



III 変更理由 (該当する項目にチェックしてください)

(1) 名称変更

- ①社名 (商号) 変更
- ②法人成り・個人成り
- ③合併
 - ④旧社名の法人は登記上存在し、社名変更
 - ⑤旧社名の法人は登記上解散し、合併消滅
 - ⑥その他 ()

(2) 所在地変更

- ⑦事務所移転
- ⑧送付先変更

(3) その他

- ⑨給与支払事務の一本化
- ⑩個人事業主の変更
- ⑪廃業等

※上記変更理由のうち、「②・⑤・⑨・⑩」に該当する場合には、指定番号が変更となります。
また、「②・⑤・⑨・⑩・⑪」に該当する場合で特別徴収として通知している従業員の方については、原則として「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。

※岡山市処理欄

処理日	/
同封物	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 異動届
	<input type="checkbox"/> 給報 <input type="checkbox"/> 切替届
	<input type="checkbox"/> その他 ()

提出先 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 岡山市 課税管理課 市民税特別徴収係
連絡先 電話086-803-1168

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の納期の特例についての申請書

提出日 令和 年 月 日

岡山市長 あて	① 申 請 者	住所又は所在地		②連絡者の氏名 及び電話番号	
		氏名又は法人の名称 及び代表者氏名		③法人番号	
				④特別徴収義務者 指定番号	

◎納期の特例を一度申請されると次年度以降、継続して承認しますので、各年度ごとの申請書の提出は必要ありません。

承認申請書

地方税法第321条の5の2の規定による給与所得等に係る特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

⑤ 特例の適用を受けようとする税額（月分）	令和 年 月分（提出日の翌月）以降の納期に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額					
⑥ 申請の日前6ヶ月間の各月の給与の支払いを受ける者の数(※)及び各月の給与の支払い金額の合計 (臨時雇用している者については()内に外書きで記入してください) ※ 岡山市以外にお住まいの方を含む全受給者の人数	給与支給月	従業員の数	支給額	給与支給月	従業員の数	支給額
	年 月	(人)	(円)	年 月	(人)	(円)
	年 月	(人)	(円)	年 月	(人)	(円)
	年 月	(人)	(円)	年 月	(人)	(円)
⑦	(一)現に市税等の滞納があり又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 (二)申請の日前1ヶ年以内に納期の特例について、その承認を取消されたことがある場合には、その年月日					

辞退届出書

⑧承認を受けた納期の特例について、以下の理由により、令和 年 月分から辞退します。

なお、特別徴収税額は前月までのものを含めて翌月10日までに納入します。

(理由)

提出先 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 岡山市 課税管理課 市民税特別徴収係
 連絡先 電話086-803-1168

申請についての注意事項

【特別徴収税額の納期の特例の制度について】

- この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。
(注)「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満ということです。
 - 1に該当する特別徴収義務者がこの特別の規定の適用を受けようとする場合は、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
 - この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払に係る給与所得及び退職所得について特別徴収した税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

6月から11月までの支給分	12月10日まで
12月から翌年5月までの支給分	6月10日まで

(注)なお、この納期限の日が、日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。
 - 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から、給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。
- ◎ 注意 ・滞納や著しい納入遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。
- 又、この承認を受けても、滞納したり納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特に注意してください。
- ・毎月の異動は納期の特例を適用されても必ず報告してください。

【申請書の書き方】

- 「①」欄には、申請者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事業所の所在地及び法人名並びに代表者氏名をそれぞれ記入してください。ただし、個人の住所地又は法人の本店若しくは主たる事務所以外の事務所又は事業所等で市県民税の特別徴収及び納入を行っている者が申請者である場合には、その事務所又は事業所等の所在地及び名称並びに当該事務所等の責任者氏名を記入してください。
- 「②」欄には、日中連絡のつく電話番号を記入してください。
- 「③」欄には、特別徴収義務者が法人等の場合、13桁の法人番号を記入してください。
- 「④」欄には、市役所から通知されている「指定番号(数字10桁)」を記入してください。
- 「⑤」欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。(ただし、適用を受けられる月分は、納期限が過ぎていないものに限られます。)
- 「⑥」欄には、申請の日前6か月間の各月末の人員(岡山市以外に住んでいる方を含む)と、各月の支払金額(賞与等の臨時の給与の全額を含みます。)とを記入してください。この場合において、臨時の勤務者があるときは、その人数を「従業員の数」欄に、その支払金額を「支給額」欄にそれぞれカッコ書きしてください。
- 「⑦」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。
- 「⑧」欄には、納期の特例を辞退する場合、記入してください。
- 「◎処理欄」には何も記入しないでください。

退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額 納入申告書・納入内訳書

岡山市長あて	退職手当等の支払者 〔特別徴収義務者〕	住所又は所在地																
		氏名又は名称								指 定 番 号	0 0							
令和 年 月 日提出	徴 収 月	令 和 年 月 分	納 入 年 月 日	令 和 年 月 日	人 員 計	人	納 入 額 計	円										

市民税・県民税 納入申告書																				
退 職 手 当 等 支 払 金 額	+		億		千		百		十		万		千		百		十		円	
特別徴収 税 額	市民税																			
	県民税																			
法人番号 又は 個人番号																				
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																				

※退職手当等に係る市民税・県民税が発生しない場合は、提出不要です。
 ※納入書裏面の納入申告書に記入またはeLTAX納入申告書を提出した場合は、「納入申告書」欄の記載を省略できます。

納入内訳書										
1	住所	氏名					役職名			
	退職手当等の支払額 円	就職 年 月 日	勤続年数 年	市民税 円	県民税 円	退職 年 月 日				
2	住所	氏名					役職名			
	退職手当等の支払額 円	就職 年 月 日	勤続年数 年	市民税 円	県民税 円	退職 年 月 日				
3	住所	氏名					役職名			
	退職手当等の支払額 円	就職 年 月 日	勤続年数 年	市民税 円	県民税 円	退職 年 月 日				
4	住所	氏名					役職名			
	退職手当等の支払額 円	就職 年 月 日	勤続年数 年	市民税 円	県民税 円	退職 年 月 日				
5	住所	氏名					役職名			
	退職手当等の支払額 円	就職 年 月 日	勤続年数 年	市民税 円	県民税 円	退職 年 月 日				

【提出先】 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目2番3号 岡山市 課税管理課 市民税企画係
 【連絡先】 電話086-803-1167